

施工体制点検リスト(2)

(下請負工事がある場合のみ)

(別紙 - 3の1) P4/6

1 施工体制台帳の点検(点検日: 年 月 日)

点検内容	内容	結果	備考	
施工体制台帳の添付書類はそろっているか。 (適正、一部不備、なし×) (建設業法施行規則第14条の2の第2項)	二次以下の下請負業者(再下請通知書)を含め、すべての請負契約書の写し(金額明記のこと。)が揃っているか確認する。 ・ト請契約書に建設業法第19条にある全ての事項が含まれているか 建設業法第19条にある契約に含まなければならぬ事項の確認	/		
	a 工事内容			代金決定の見積期間について、500
	b 請負代金の額			万円に満たない工事は1日以上、500
	c 工事着手の時期及び工事完成の時期			万円以上5千万円に満たない工事は10日以上、5千万円以上の工事は15日以上設けること。 (建設業法施行令 第6条)
	d 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときはその支払の時期及び方法			労務費相当分は現金。 手形期間は、120日以内。
	e 当事者の一方から設計変更又は工事着手の時期の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め			
	f 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め			
	g 価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更			
	h 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め			
	i 請負人が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め			
	j 請負人が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期			完成通知を受けてから、検査完了まで20日以内。引渡しの申し出があってから引渡しを受けるまで20日以内。 (建設業法 第24条の4)
	k 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法			引渡しの申し出があってから、代金の支払まで50日以内。 (建設業法 第24条の5第1項・2項) 手形期間は、120日以内。
	l 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金			
m 契約に関する紛争の解決方法				